

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年 8 月 4 日	
【会社名】	マツダ株式会社	
【英訳名】	Mazda Motor Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小飼 雅道	
【本店の所在の場所】	広島県安芸郡府中町新地 3 番 1 号	
【電話番号】	(082)282-1111	
【事務連絡者氏名】	財務本部長 前田 真二	
【最寄りの連絡場所】	広島県安芸郡府中町新地 3 番 1 号	
【電話番号】	(082)282-1111	
【事務連絡者氏名】	財務本部長 前田 真二	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	50,000,031,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	31,928,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成29年8月4日（金）開催の取締役会決議によります。
- 2 当社と割当予定先であるトヨタ自動車株式会社（以下「割当予定先」又は「トヨタ」といいます。）は、平成29年8月4日付で業務資本提携（以下「本提携」といいます。）に関する合意書を締結しております。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	31,928,500株	50,000,031,000	25,000,015,500
一般募集			
計（総発行株式）	31,928,500株	50,000,031,000	25,000,015,500

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,566	783	100株	平成29年10月2日（月）		平成29年10月2日（月）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 当社は、本有価証券届出書の効力発生後に下記割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。申込期間終了までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなないこととなります。
- 3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 4 申込方法は、本有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結するものとし、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
マツダ株式会社 本社	広島県安芸郡府中町新地3番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
50,000,031,000	200,000,000	49,800,031,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用等を予定しています。

(2)【手取金の使途】

手取金の使途につきましては、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のある、米国での完成車の生産合弁会社の設立に係る設備投資資金(総額16億米ドル(約1,760億円))のうち、両社折半により当社が負担する8億米ドル(約880億円)の一部に充当する予定であり、支出予定時期は平成29年度から平成32年度頃を予定しております。なお、当該設備投資資金の当社負担金額のうち、手取金で不足する金額については、自己資金又は将来の資金調達により賄うことを考えております。また、実際に支出するまでの手取金につきましては、銀行預金等にて管理する予定です。

為替レート：平成29年7月31日時点の値である1米ドル=110円で換算

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	トヨタ自動車株式会社	
	本店の所在地	愛知県豊田市トヨタ町1番地	
	代表者の役職及び氏名	取締役社長 豊田 章男	
	資本金	635,401百万円	
	事業の内容	自動車事業、金融事業等	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度2017年3月期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日) 平成29年6月23日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係(注)	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	0株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社は、車両の供給を行っております。また、当社は、ハイブリッドシステムの技術ライセンス供与を受けております。	

(注) 平成29年8月3日時点

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、「カーライフを通じて人生の輝きを人々に提供する」ことを企業理念に掲げ、「走る喜び」を感じる「マツダらしい魅力ある商品とサービス」の提供を通じて、お客さまの満足を最大化するブランドを目指しています。自らたゆまず革新し続ける精神と創業の地である広島をはじめとした地域に根ざしたものづくりを基本とし、「走る喜び」と「優れた環境・安全性能」を両立した革新的なSKYACTIV技術を礎にした構造改革を強力に推進し、商品・販売・生産・アライアンスのすべての領域において事業構造を転換することで着実な成長を図ってきました。

そのような中、当社は、持続的かつ安定的な成長の実現に向けて、平成24年2月発表の「構造改革プラン」、また平成27年4月には新中期経営計画「構造改革ステージ2」を発表し、将来のさらなる成長に向け、モノ造りの質、販売の質、財務体質等のビジネスの「質的成長」を目指し、ブランド価値のさらなる向上に取り組んでいます。

一方で、自動車産業は持続的成長を目指すものの、市場ニーズの多様化、環境・安全にかかわる規制強化、先進技術の高度化、異業種参入、モビリティビジネスの多様化などが複雑に絡み合い、自動車産業そのものが大きな変革の時期を迎えています。このような経営環境の変化に対して、トヨタと当社は、これまで培ってきたモノ造り力、技術力や事業基盤のさらなる強化に努めるだけでなく、両社の協力関係構築により、持続的成長を可能とする体制を整えていく必要があると考えております。

平成27年5月13日の継続性のある協力関係の構築に向けた覚書の調印・発表以降、トヨタと当社は、「クルマが持つ魅力をさらに高めていく」ことを念頭に、対等かつ良好な関係を長期にわたり構築する基本的な協業精神のもと、相互にシナジー効果を発揮しうる分野について協議してまいりました。

本提携に関する合意書の締結は、覚書調印から2年間にわたり、両社が真摯かつ丁寧に協議を積み重ねてきた検討成果を確認及び表明するものであり、今後両社のさらなる持続的、発展的提携強化・加速につなげるための一里塚となるものと考えています。具体的な共同プロジェクトといたしましては、「米国での完成車の生産合併会社設立」「電気自動車の共同技術開発」「コネクティッド技術の共同開発」「先進安全分野における技術連携」及び「商品補完の拡充」を推進していくことを合意いたしました。両社は今回の共同プロジェクトにより、両社の経営資源の活用や、商品・技術の補完を図るとともに、共同プロジェクトを通じて得る学びを持続的成長に資する真の競争力強化につなげていきたいと考えております。また、両社の長期的なパートナー関係の発展・強化を目指すとともに、両社の対等、かつ独立性を維持した継続性のある協業を追求するべく、当社が行う第三者割当増資をトヨタが引き受け、当社の株式を取得すること、併せてトヨタが行う第三者割当による自己株式の処分を当社が引き受け、同額相当のトヨタの株式を取得することでも合意いたしました。

今後、両社はそれぞれの経営の自主性を尊重し、対等かつ良好な関係を中長期にわたり構築することで、今回合意した各共同プロジェクトでの協業実現に向けて検討を進め、「クルマの新たな価値創造」に向け、長期的パートナーとして相互協力をさらに加速・発展させ、お客様の期待に応えることを通じて持続可能な社会の発展に貢献していきます。

「業務提携に係る合意内容」

米国での完成車の生産合弁会社の設立

トヨタと当社は、新たな協力関係の構築に向けて、30万台規模の生産能力を持つ完成車の生産に関わる新たな合弁会社を、米国に両社折半出資で設立することについて検討を進めていくことに合意いたしました。両社は、各国当局の許認可等が取得できることを前提に、平成33年を目途に新たな合弁会社が設立する米国新工場の稼働開始を目指し、総額16億米ドル前後を投資し、4,000人規模の雇用を行うことを想定し、今後の検討を進めていく予定です。従来の商品・技術分野での協業に加え、新たに生産協業を通じ、生産面における競争力の向上を目指してまいります。

合弁会社では、当社が北米市場に新しく導入するクロスオーバー車種及びトヨタの北米市場向けカローラの生産を行うことを想定しております。当社は本米国自動車生産合弁事業を通じ、地域・車種の需要動向に機動的に対応できる生産フレキシビリティを拡大させ、北米で成長が期待される車両を中心とした現地生産体制を構築することを目指します。トヨタは成長する北米市場への対応として、本米国自動車生産合弁事業を通じ現地生産体制の増強を行うことで、一層地域に根ざした経営を進めることを目指します。

電気自動車の共同技術開発

世界において電気自動車（EV）への需要と期待が高まる中、発展期にあり予測が難しいEV市場の動向に臨機応変かつ効率的に対応するため、トヨタと当社は力を結集して、自由闊達に知見を出し合いながら、各国の規制や市場動向に柔軟かつ迅速に対応でき競争力のあるEVの基本構造に関する技術を共同で開発することを検討いたします。共同開発の詳細は今後、検討してまいります。

コネクティッド・先進安全技術を含む次世代の領域での協業

クルマの情報化、車内外をつなぐ情報連携技術の要求の高まりに備え、車載用マルチメディアシステム関連技術の共同開発を進めてまいります。また、事故のない安全なクルマ社会の実現に向け、トヨタが保有する車々間、路車間通信技術を当社と連携することで進めてまいります。

商品補充の拡充

既に北米において当社からトヨタにコンパクトセダンを供給しております。これに加え、日本においてトヨタから当社に小型商用2ボックスバンを供給いたします。また、これ以外においても今後グローバルに商品補充の可能性を検討いたします。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 31,928,500株

(4) 株券等の保有方針

当社は、トヨタより、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、当社はトヨタより、割当後2年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合、その内容を直ちに当社に書面にて報告する旨、また当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告する旨、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、トヨタの「2017年3月期 有価証券報告書」に記載されている財務諸表により、トヨタがかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、かかる払込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるトヨタは、東京証券取引所市場第一部、株式会社名古屋証券取引所市場第一部、証券会員制法人福岡証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所に上場しており、トヨタが東京証券取引所に提出した平成29年6月23日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、トヨタ及びその役員又は主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）でないこと並びに特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

払込金額については、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日から遡る3ヶ月間（平成29年5月8日から平成29年8月3日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値である1,566円（円未満切捨）といたしました。

直近3ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用することといたしましたのは、当社は平成29年4月28日に「平成29年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」において平成29年3月期の連結業績及び平成30年3月期の連結業績予想等を公表したため、同日以降に株式市場で形成された株価がより当社の直近の経営成績及び財政状況並びに今後の見通しを反映しており、また、特定の一時点を基準とするのではなく直近の一定期間の平均株価という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動などの特殊要因を排除でき、客観性が高いと判断したためです。

かかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しており、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日である平成29年8月3日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,642.5円に対して4.7%（小数点以下第二位を四捨五入。本項において以下同じです。）のディスカウント、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,620円（円未満切捨。本項において以下同じです。）に対して3.3%のディスカウント、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,573円に対して0.4%のディスカウントとなっており、いずれの期間においても、割当予定先にとって、特に有利なものではないと判断いたしました。

また、本第三者割当増資にかかる取締役会に出席した当社監査役5名（うち、社外監査役3名）の全員から、当該払込金額の算定根拠には合理性があり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、トヨタに対して割り当てる当社普通株式の数量31,928,500株は、平成29年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数599,875,479株に対して5.32%（議決権総数5,975,342個に対する割合5.34%）に相当し、株式の希薄化が生じることとなりますが、当社としては、本第三者割当増資は本提携の一環として行うものであることから、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当増資に伴う一株当たり価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11 号	39,174	6.56%	39,174	6.22%
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	0	0.00%	31,928	5.07%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	27,603	4.62%	27,603	4.39%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1 番2号	12,857	2.15%	12,857	2.04%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海1丁目8番11 号	11,631	1.95%	11,631	1.85%
THE BANK OF NEW YORK 133972 （常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部）	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM （東京都港区港南2丁目15番1 号品川インターシティA棟）	9,307	1.56%	9,307	1.48%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW （常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部）	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM （東京都港区港南2丁目15番1 号品川インターシティA棟）	8,776	1.47%	8,776	1.39%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口1）	東京都中央区晴海1丁目8番11 号	8,590	1.44%	8,590	1.36%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部）	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. （東京都港区港南2丁目15番1 号品川インターシティA棟）	8,586	1.44%	8,586	1.36%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口2）	東京都中央区晴海1丁目8番11 号	8,518	1.43%	8,518	1.35%
計	-	135,042	22.60%	166,970	26.53%

（注）1 平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

3 上記の他、平成29年3月31日現在2,052,632株を自己株式として所有しております。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年3月31日現在の総議決権数（5,975,342個）に本第三者割当増資により増加する議決権数（319,285個）を加えた数（6,294,627個）で除して算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第151期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）までの間において生じた変更その他の事項はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

マツダ株式会社 本社
（広島県安芸郡府中町新地3番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。